

テーマ『ヤングケアラーの現状と地域支援』

白梅学園大学 子ども学部

家族・地域支援学科 教授 森山千賀子

I. はじめに

1. ケアを担う子ども（ヤングケアラー）とは

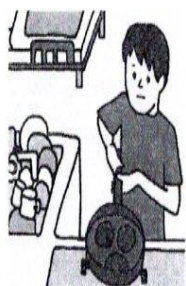
ケアを担う子ども（以下、ヤングケアラー）とは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものことです。ケアが必要な人は、主に障がいや病気のある親や高齢の祖父母ですが、きょうだいや他の親族の場合もあります（図表序-1参照）。

一般には未成年の子どもは、家庭の中で親や保護者に守られ世話をしてもらう存在というイメージがあります。しかし、親が病気になったり、障がいがあったりする場合、また、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを、子どもの年齢や成長の度合いに不釣り合いな状態で担っていることがあります。

介護者支援の先駆国のイギリスでは、1980年代末にはこうしたヤングケアラーの存在が知られるようになり、1990年代の初頭から調査研究や支援が行われてきました（三富 2000）。そして、支援のあり方としては、ヤングケアラーは「子どもであり、ケアラーでもある」（Aldridge and Becker1993）という二重性をもち、ケアをしない権利とケアを主体的に担う権利の両側面から子どもの育ちを見ていくことが大切になると考えられてきました。四半世紀を経た今日では、ヤングケアラーは支援が必要な児童であるとともに、親が子どもを必要とし子どもが親を必要としている面があることを考慮して、親だけを見るのでも子どもだけをみるのでもなく「家族全体を考えたアプローチ（whole family approach）」という姿勢が目指されています（渋谷 2017：9）。

ヤングケアラーに対する厚生労働省のガイドラインでは、ヤングケアラーは、要保護レベル、要支援レベル、要配慮レベルに分けられ、支援の必要性・緊急性の判断が示されています。と同時に、早期発見とニーズ把握を行い、要保護、要支援に関係なく、すべての子どもに対する支援の必要性の確認が行われることが求められています（図表序-2参照）。

図表序-1 こんな人がヤングケアラーです



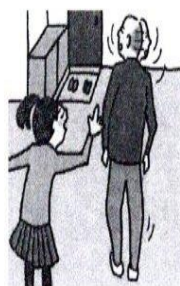
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気がかりをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



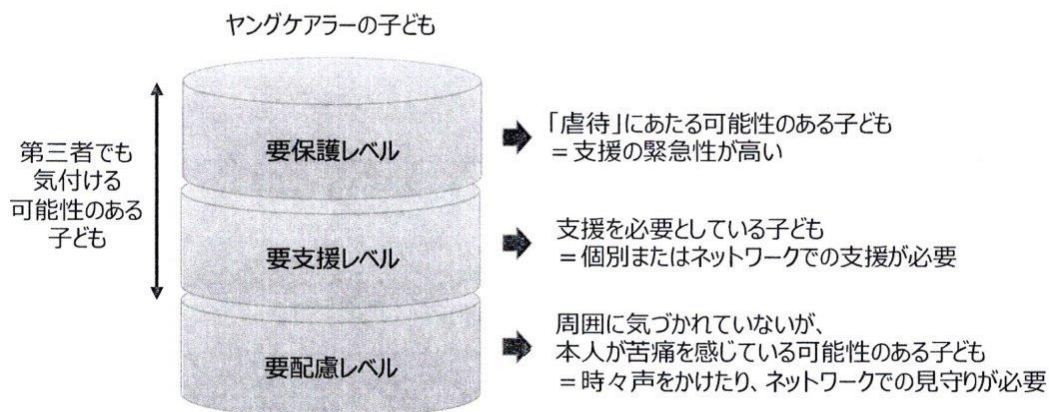
障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

出典：一般社団法人日本ケアラー連盟「こんな人がヤングケアラーです」

図表序-2 支援の必要性・緊急性の判断



出典：ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン

2. 国内でのヤングケアラーに関する調査研究の動向

日本では、1990年代半ばから、ヤングケアラーを子ども虐待の視点からとらえた研究（谷村・松井 1995, 杉野 1999, 福島他 2004）がみられました。その後は、障がいをもつ子どもの「きょうだいたち」の研究（吉川 2008）、精神疾患をもつ親の子育て支援に関する研究（中山 2009, 棚澤 2010）、近年では、医療や福祉専門職の役割や支援姿勢に関する研究（森田 2016, 井上・笹倉 2018）などが出てきており、家族全体の生活を支える体制づくりの必要性が、問われ始めています。

一方、学校という教育現場の協力を得てヤングケアラーの現状を明らかにする研究は、2010年頃から見受けられるようになってきました。例えば、関西の二つの中核市の公立小学校のクラス担任を対象とした質問紙調査（北山 2011, 2015）、日本ケアラー連盟が新潟県南魚沼市の公立小中学校の全教職員を対象に行ったヤングケアラー調査（日本ケアラー連盟 2015）、神奈川県藤沢市の公立小中学校の全教職員を対象に行ったヤングケアラー調査（日本ケアラー連盟 2016）、さらには、大阪府下の公立高校の生徒を対象としたヤングケアラーの割合とケアの状況に関する質問紙調査（濱島・宮川 2018）などがあり、その蓄積が進んでいます。こうした学校という教育現場での調査研究は、「教育現場ではヤングケアラーがどのように認識されているのか、その実態を明らかにし、ケアを担う子どもたちや若者への効果的な支援や政策づくりにつなげて行くこと」を目的としています。

また、厚生労働省においては、2018年度に「子ども・子育て支援推進調査研究事業」としてヤングケアラーの実態調査が行われました（三菱UFJ&コンサルティング 2019. 3）。その中の自治体調査では、全国市町村の「要保護児童対策地域協議会」（以下、要対協）を対象に、「ヤングケアラーがどのようにとらえられているかを把握するとともに、実際に把握されているヤングケアラー個々のケースの実態を知る」ことを目的としたアンケート調査が行われました。その結果、ヤングケアラーの概念を認識している要対協は、3割弱にとどまっており、ヤングケアラーの概念を認識している要対協であっても、子どもの生活実態を把握しているのは半数程度であることが明らかにされました。

こうした先行調査が進む中で厚生労働省は、2020年6月に「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン（案）」を周知し、アセスメントシートを活用した支援の必要性の判断と支援方針の検討を各自治体に求めています。

3. 報告内容

ここでは、ヤングケアラーの現状を知っていただくために、まずは筆者らが2017年度～2018年度にわたり、東京都小平市内の公立小中学校の教員等を対象としたアンケート調査とインタビュー調査の結果とともに、埼玉県ケアラー支援条例について紹介します。そして、地域支援を行う上での考え方について報告させていただきます。

II. ケアを担う子ども（ヤングケアラー）についての小平市調査

－アンケート調査・インタビュー調査の結果から見えてきたこと－

1. 小平市の概要

東京都小平市（以下、小平市）は、都心から26キロの多摩北部地域に位置し、面積20.51キロ㎡、総人口約19万3千人、総世帯数9万453世帯（2019年3月1日現在）の大都市郊外の自治体です。市域は東西に9.21km、南北に4.17kmに広がり、ほぼ平坦で起伏の少ない地形です。玉川上水の開通（1654年）がきっかけで開拓の条件が整い、江戸の近郊農村としての開発が進んだと言われています。公立小学校（以下、小学校）が19校（児童数9,756）、公立中学校（以下、中学校）が8校（生徒数4,228）（2017年5月1日現在）です。

2. 調査の目的

本研究の目的は、小平市教育委員会の協力を得て、市内の公立小学校・中学校の教員を対象にした調査研究を行い、教育現場ではケアを担う子ども（ヤングケアラー）がどのように認識されているのかを明らかにし（目的①）、その結果をもとに市・学校、市民にフィードバックし、市や市民と関係を持ちながら具体的な支援方法を検討することです（目的②）。

3. アンケート調査について

1) 対象：小平市内の公立小学校教員484人、中学校教員238人、計722人。小学校320人（68.1%）、中学校175人（73.5%）、計495人（68.5%）の方からの回答がありました。

2) 方法：無記名式の自記式のアンケート調査、調査票の配布及び回収は各学校を通して実施、期間は2017年7月～8月でした。

3) 倫理的配慮：白梅学園大学・短期大学の研究倫理審査委員会に申請し、承認を得た上で行いました。

4) アンケート調査の結果・考察

(1) 回答者の属性：回答者：495人（問1～3）

- ・性別：男性 218人（44.0%） 女性 275人（55.6%） 無回答2人（0.4%）
- ・勤務校： 小学校 319人（64.5%） 中学校 176人（35.5%）
- ・今年度、担任の有無：担任をしている 325人（65.7%） 担任をしていない 167人（33.7%） 無回答 3人（0.6%）

(2) ケアを担う子ども（ヤングケアラー）に対する教員の認識（問4～6）

- ・ヤングケアラーという言葉聞いたことがあるか

ある 56人 (11.3%) ない 437人 (88.3%) 無回答 2人 (0.4%)

・今年度、家族のケアをしている児童・生徒はいるか

いる 148人 (29.9%) いない 183人 (37.0%)
わからない 162人 (32.7%) 無回答 2人 (0.4%)

・過去5年間で家族のケアをしている児童・生徒はいるか

いる 206人 (41.6%) いない 147人 (29.7%)
わからない 138人 (27.9%) 無回答 4人 (0.8%)

図表1 小学校・中学校の教員別のヤングケアラーという言葉についての認知状況

	いた	いない	わからない	無回答
小学校 (319人)	115 (36%)	115 (36%)	87 (27%)	2 (1%)
中学校 (176人)	91 (52%)	33 (19%)	52 (29%)	0 (0%)
合計 (495人)	206 (41.6%)	148 (29.9%)	139 (28.1%)	2 (1%)

【考察】ヤングケアラーという言葉についてどの程度の認知があるのか尋ねたところ、「ある」と答えたのは56人 (11.3%) でした。しかし、今年度関わっている児童・生徒の中で家族のケアをしているのではないかと感じた教員は148人 (29.9%)、過去まで含めると206人 (41.6%) であるため、4割以上の教員がケアを担っている児童・生徒について把握していたと考えられます。また、図表1にあるように、小学校と中学校の教員数を勘案した割合では、中学校の教員の半数以上が把握していることがわかりました。言われてみればそういう子どもたちがいると言うことが、認識されたのではないかとと思われます。

(3) 家族のケアをしていると感じた児童・生徒の詳細 (問7-1~4)

・児童・生徒の性別：男性 91人 (41.9%) 女性 124人 (57.1%)
無回答 2人 (1.0%) 合計 217人 (100%)

・家族の構成：

①母親と子ども 91人 (42.0%) ②父親と子ども 12人 (5.5%) ③母親と子どもと祖父母 6人 (2.8%) ④父親と子どもと祖父母 3人 (1.4%) ⑤ふたり親と子ども 70人 (32.2%) ⑥祖父母と子どものみ 1人 (0.4%) ⑦その他 15人 (6.9%) ⑧わからない 14人 (6.5%) ⑨無回答 5人 (2.3%) 合計 217人 (100%)

・児童・生徒がケアをしている対象：

①母親 106人 (45.5%) ②父親 20人 (8.6%) ③きょうだい 106人 (45.5%)

- ④祖母 8 人 (3.4%) ⑤祖父 6 人 (2.6%) ⑥その他 6 人 (2.6%)
 ⑦わからない 9 人 (3.9%) 複数回答 261 人 (112.1%)

【考察】

家族のケアをしているのではないかと感じた子どもの人数は、217 人、男女比では、4 対 6 の割合で女性の方が多い状況でした。家族構成では、最も多いのが母親と子どもの家庭、次いでふたり親と子どもの家庭でした。子どもがケアをしている対象は、母親ときょうだいが 106 人 (45.5%) ずつで、全体の 9 割を占めていました。また、複数回答であることから、一人の児童・生徒が複数の家族のケアをしているケースがあることがわかりました。

さらに、図表 2 に示した対象者の属性に関する藤沢市と小平市のヤングケアラー調査との比較では、いずれの市も、母親ときょうだいの割合が高く、世帯規模の縮小に伴う家庭のケア機能の中に、ヤングケアラーの課題があることがうかがえます。

図表 2 対象者の属性に関する藤沢市と小平市のヤングケアラー調査との比較

対象者の属性	藤沢市	小平市
母	41.7%	45.5%
父	9.8%	8.6%
きょうだい	47.0%	45.5%
祖母	3.0%	3.4%
祖父	1.8%	2.6%
その他	3.5%	2.6%
わからない	4.7%	3.9%
合計	111.6%	120.2%

(4) ケアしている対象の状態と児童・生徒がケアしている内容 (問 7-5~6)

・ケアをしている母親の状態

- ①がん等の病気 13 人 (10.7%) ②身体障がい 10 人 (8.3%) ③知的障がい 5 人 (4.1%)
 ④聴覚障がい 2 人 (1.7%) ⑤精神疾患 31 人 (25.6%) ⑥依存症 2 人 (1.7%)
 ⑦幼いため 2 人 (1.7%) ⑧その他 25 人 (20.7%) ⑨病気・精神疾患 1 人 (0.8%)
 ⑩病気・知的障がい 1 人 (0.8%) ⑪精神疾患・依存症 1 人 (0.8%)
 ⑫わからない 4 人 (3.3%) ⑬無回答 24 人 (19.3%) 合計 121 人 (100%)

・ケアをしているきょうだいの状態

- ①がん等の病気 1 人 (0.8%) ②身体障がい 10 人 (8.3%) ③知的障がい 11 人 (9.1%)
 ④聴覚障がい 1 人 (0.8%) ⑤精神疾患 1 人 (0.8%) ⑥幼いため 55 人 (45.5%)
 ⑦その他 7 人 (5.8%) ⑧わからない 3 人 (2.5%) ⑨身体・知的障がい 2 人 (1.7%)

⑩身体障がい・幼い1人(0.8%) ⑪知的障がい・幼い4人(3.3%)
 ⑫無回答25人(20.7%) 合計 121人(100%)

図表3 きょうだいの世話をしている児童・生徒の学年別人数

学年	男(人)	女(人)	計(人)
小1	1	2	3
小2	2	3	5
小3	1	5	6
小4	6	9	15
小5	2	7	9
小6	6	14	20
不明	1	1	2
計	19	41	60
中1	4	10	14
中2	6	9	15
中3	5	15	20
不明	1	3	4
計	16	37	53

図表4 精神疾患の家族のケアをしている児童・生徒の学年別人数>

学年	男(人)	女(人)	計(人)
小2	2	4	6
小3	2	1	3
小4	2	0	2
小5	5	1	6
小6	7	3	10
不明	0	1	1
計	18	10	28
中1	3	2	5
中2	0	3	3
中3	4	5	9
計	7	10	17

図表5 子どもがケアしている内容

●子どもがケアをしている内容	小学校 (n=123)	中学校 (n=93)	総数 (n=216)
① 家事(料理、掃除、洗濯など)	66	57	123
② 食事や着替えの介助、移動介助など	9	11	20
③ 生活のための買い物、家の中の修理仕事、重いものを運ぶ	21	16	37
④ きょうだいの世話	71	56	127
⑤ 病院への付添や通訳	4	6	10
⑥ 請求書の支払い	1	0	1
⑦ 医療的世話(服薬管理、たんの吸引など)	0	1	1
⑧ 入浴介助やトイレ介助、体拭きなど	0	2	2
⑨ 感情面のサポート(ケアの受け手の精神状態を見守り、言うことに対応する)	24	8	32
⑩ その他	1	0	1
⑪ わからない	9	5	14
合計	206	162	368

【考察】

ケアをしている母親の状態では、「精神疾患」が最も高く、次いで「がん等の病気」、そして「身体障がい」、「知的障がい」でした。また、きょうだいの場合では、「幼いため」が圧倒的に高く、次いで「知的障がい」、「身体障がい」となっています。

また、子どもがケアをしている対象の中で数値が高い「きょうだい」と「精神疾患の家族」について、「子どもの学年別人数」(図表3・4)を算出してみました。きょうだいの世話では小学校1年生から見受けられ、低学年から何らかのケアを担っていることがわかりました。加えて、きょうだいと精神疾患の家族のケアを同時に行っている子どもは、小学生が9人、中学生が7人でした。また、2年以上家族のケアをしている児童・生徒は、小学校9人、中学校10人でした。小中の教員の引き継ぎなどを勘案すると、小学校の時から引き続いて何らかのケアをしていることが予想されます。

子どもがケアしている内容は、図表5にあるように「きょうだいの世話」と「家事」が多く、「買物や感情面のサポート」も複数見受けられます。「病院への付き添いや通訳」は、藤沢市でもありますが、小平市は近年外国籍の住民が増えており¹、教員等へのインタビュー調査でも子どもが通訳をしている状況が聞き取れました。「入浴やトイレ介助」等の身体介助や「医療的世話」は、中学生になるにつれて出てくる傾向にあると考えられます。

¹ 「(仮称)小平市第四次長期総合計画策定状況 ニュースレター第12号」(2020(令和2)年1月発行)によれば、小平市における多摩地域26市の外国人人口と人口に占める外国人人口の割合(2018(平成30)年10月1日現在)は多い方から数えて4番目、人口に占める外国人人口の割合は、多摩地域26市の中で2番目に高い状況にあります。

(5) ケアする子どもに気づいたきっかけと児童・生徒の実態把握 (問7-7)

図表6 ケアする子どもに気づいたきっかけ

●その子どもがケアをしていることに、どのように気がついたか

	小学校 (n=110)	中学校 (n=84)	総数 (n=194)
子ども本人の話	38	27	65
保護者の話 (連絡帳含む)	30	16	46
家庭訪問	3	1	4
面談	4	7	11
校内会議/担任より	13	11	24
引継ぎ (前担任から、前年度から等)	8	1	9
引継ぎ (小学校から、保育園から等)	0	8	8
様子観察	11	9	20
遅刻・欠席・登校状況	6	7	13
転入・転出時、転出先の先生の話	1	8	9
話・言動・会話	16	6	22
友達情報本人の友達情報	0	1	1
身だしなみ	1	0	1
作文・日記、総合の学習	4	1	5
きょうだいの話	3	0	3
児童調査票	1	0	1
親が外国籍で子どもが通訳をしている通訳	2	0	2
こどもの体の傷・怪我・不調・不調	3	2	5
料理・家事	3	0	3
行政のサポートを受けているか確認した	1	0	1
教育相談	1	0	1
ご飯を食べてこない	1	1	2
関係機関からの情報	3	3	6

【考察】

自由記述をグループ分けして分析した結果では、小学校・中学校の総数では、【子ども本人の話】が65人で一番多く、次に多かったのが【保護者の話 (連絡帳含む)】で46人でした。日常の児童・生徒の【言動・会話】は22人、【遅刻・欠席理由】は13人など、教員自身が子どもと接する中で、気づくケースが多くありました。教員自身が子どもと接する中で気が付くケースやケアをしている場面を直接見るなどの【様子観察】も20人が回答しています。

また、【校内会議/担任より】が24人であり、【校内会議】【引き継ぎ】【関係機関からの情報】なども、子どもがケアをしていることに気づくきっかけになっていると考えられます。

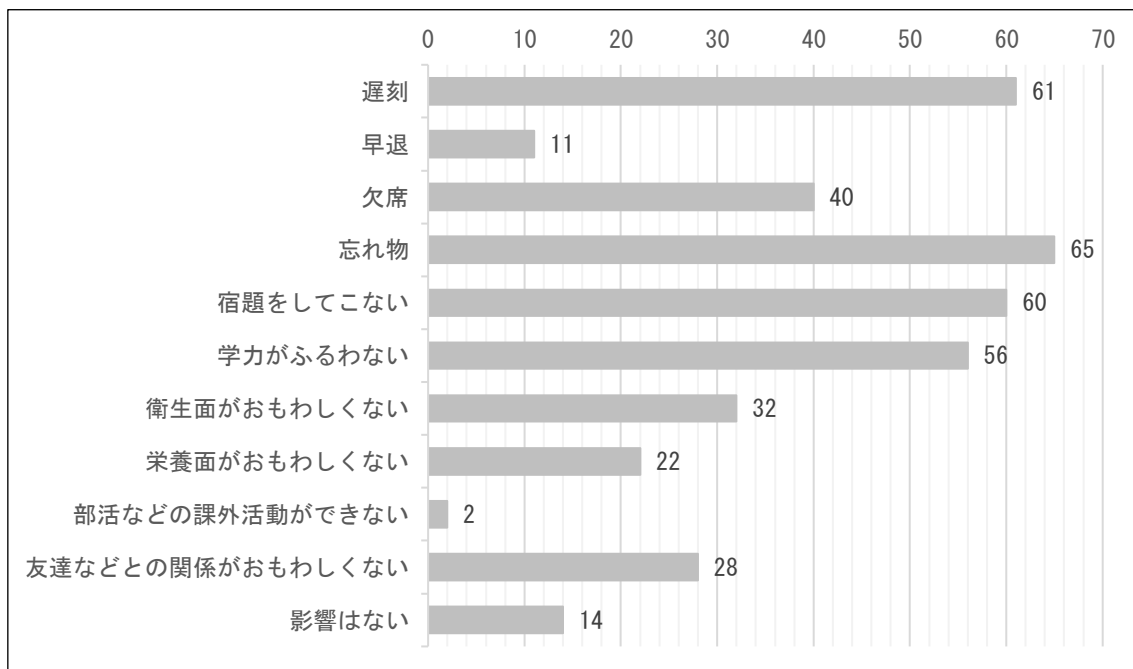
【引継ぎ (前担任から、前年度から等)】は小学校の方が高い割合であり、【引継ぎ (小学校から、保育園から等)】は中学校の方が高い割合でした。担任からの報告やスクールカウンセラー (SC)、SSW からの報告など学校内での共有や、子ども家庭支援センターや民生委員からの【関係機関からの情報】6人、【転入・転出時、転出先の先生の話】9人など小学生や中学生に同数程度に見られます。

さらに、「本人の話より ひどいやけどをして来室したのでどうしたかと問うと、みそ汁を作っていてこぼしたとの話から毎日食事をつくっているという話に発展した。」など、料理・

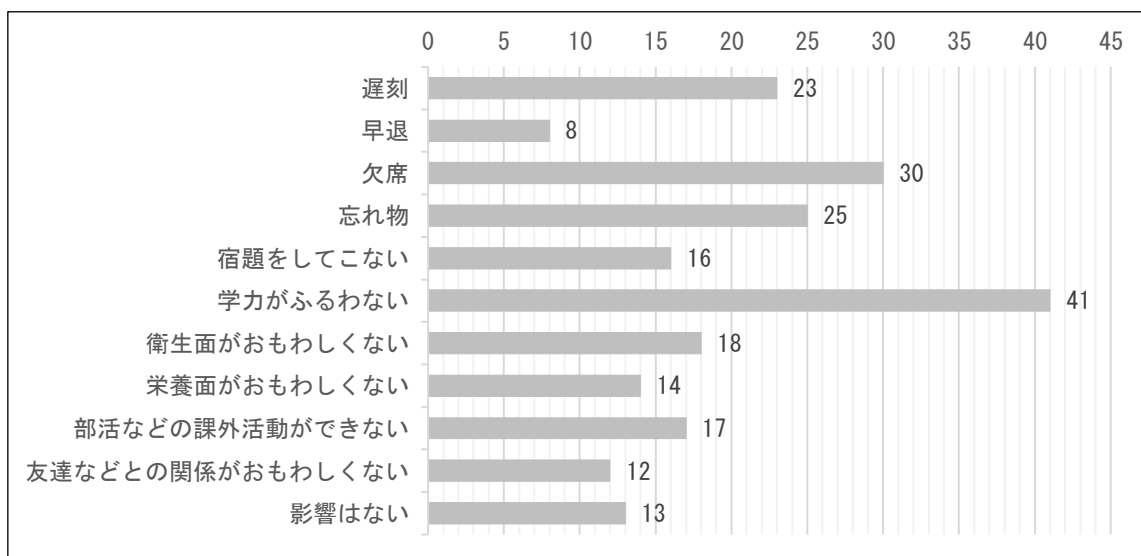
家事】で怪我をするに加え、【こどもの体の傷・怪我・不調・不眠】に当たるケースも一定数確認されました。子どもの年齢や成長の度合いからは不釣り合いな役割を担っていることも推測されます。

(6) 児童・生徒の学校生活への影響（問 7-11 問 7-12）

図表 7 児童・生徒の学校生活への影響（小学校）



図表 8 児童・生徒の学校生活への影響（中学校）



図表9 問7-11に対する追加の自由記述

主なカテゴリー	自由記述	小学校	中学校
児童生徒の課題（生活・身体・情緒）	・色白で細い	2	-
	・がんばっている	1	-
	・給食を食べに学校に登校している	1	-
	・寝不足	4	-
	・感情的、情緒不安定	2	2
	・ネガティブ	1	2
	・元気がない、疲れている	-	3
	・口数が少ない	-	1
	・感情を抑えている	-	1
学校における課題（学力・友人関係・態度）	・遅刻や早退が多い	2	2
	・学習の定着や積み重ねがない	3	3
	・授業中に居眠り	2	-
	・校外活動は必ず欠席する	1	-
	・理由のない欠席	2	2
	・不登校	1	1
	・友人関係がうまくいかない	1	-
	・学習に必要なものがそろわない	2	-
	・学習する時間がない	-	1
	・部活動に参加できない	-	1
	家庭の課題（生活・養育）	・シラミがわいてしまった	1
・持ち物や衣服の匂いや汚れ		1	2
・提出物が提出されない		2	3
・家事を担っている		1	3
・朝ごはんを食べない		1	-
・夕食の時間が遅い		1	-
・寝る時間が遅い		1	-
・母親の精神疾患		1	-
・怪我をしても治療のために病院に行かない		1	1
・集金を出さない		1	-
・きょうだいの子守りや保育園の送迎		1	2
・保護者と連絡が取れない		1	-
・家庭の貧困		-	1
その他	・環境が変われば学力や健康状態は改善される	1	-
	・保護者のケアのためかは不明である	-	1

【考察】

児童・生徒の学校生活への影響としては、小学校では、学校教育に対する家庭の理解や協力がなければ成立しない「忘れ物」「遅刻」「宿題をしてこない」が上位でした。また、中学校では、積み重ねの結果でもある「学力」に最も影響が現れると考えられますが、それ以外では「欠席」や「遅刻」など、結果的に怠学傾向につながる項目への回答も多くなりました（図表7・8）。

問7-11に対する追加の自由記述では、文章や項目ごとの記載など、様々な方法でご意見をいただきました。そのため、要素ごとに分類し、ある程度のカテゴリーを設けて整理しました。カテゴリーは【児童生徒の課題（生活・身体・情緒）】【学校における課題（学力・友人関係・態度）】【家庭の課題（生活・養育）】としました（図表9）。

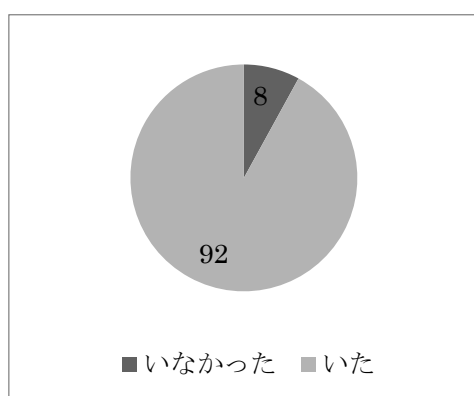
児童生徒の課題（生活・身体・情緒）としては、小学校では「寝不足」、中学校では「元気がない、疲れている」が最も多い回答でした。また両者に共通し、「感情的、情緒不安定」も複数の回答が見られました。

学校における課題（学力・友人関係・態度）としては、多いのは学校生活において確認が容易な「遅刻や早退が多い」「理由のない欠席」であり、評価の段階で明らかな差異が生じる「学習の定着や積み重ねがない」は複数回答がありました。その他「学習に必要なものが揃わない」は小学校で特徴的に見られました。

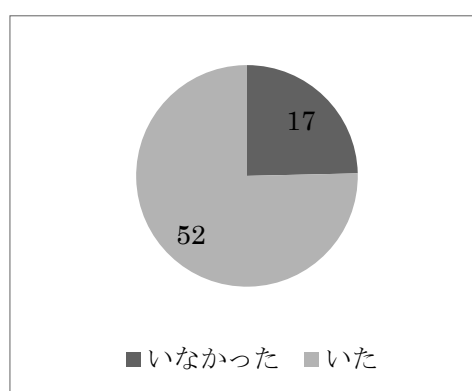
家庭の課題（生活・養育）としては、小学校では「提出物がそろわない」以外は多くの項目が挙げられ、中学校の場合は「家事を担っている」「きょうだいの子守りや保育園の送迎」といった年齢を重ねなければ担うことができない項目が挙げられました。小学校・中学校ともに、特に保護者の承諾が必要な提出物の滞りには、苦慮していると思われます。

(7) 教員間の連携、他機関との連携（問 7-14）

図表 10 教員間の連携（小学校）



図表 11 教員間の連携（中学校）



図表 12 教員が相談できる人や場所

主なカテゴリー	自由記述	小学校	中学校
学内	・同僚（担任、他の教員、学年主任）	43	22
	・管理職（校長、副校長、教頭）	32	10
	・養護教諭	4	-
	・校内委員会、校内ケース会議	6	1
	・スクールカウンセラー	9	7
	・スクールソーシャルワーカー	-	7
	・特別支援学級担任教諭	2	-
	・日本語教諭	1	-
	・通級担当教諭	2	1
	・スクールサポーター	-	1
	学外	・教育委員会	1
・児童相談所		3	-
・行政機関（福祉部局）		1	-
・子ども家庭支援センター		9	2
・警察		1	1
地域	・民生児童委員、主任児童委員	4	1
	・知人	1	-

図表 13 教員が連携できる人や機関

主なカテゴリー	自由記述	小学校	中学校
学内	・管理職	1	-
	・校内委員会、校内ケース会議	2	1
	・スクールカウンセラー	1	2
	・スクールソーシャルワーカー	-	4
学外	・児童相談所	26	17
	・福祉行政機関（福祉事務所、子育て支援課）	12	4
	・子ども家庭支援センター	26	18
	・特別支援学校	1	-
	・警察	6	1
	・病院	1	-
	・保健所	1	-
	・教育委員会（教育相談含む）	1	-
	・通級	1	-
	・適応指導教室	-	1
地域	・民生児童委員、主任児童委員	28	4
	・学童保育	2	-
	・保育所	1	-
	・短期入所生活援助（ショートステイ事業）	1	-

・スクールカウンセラー（SC）とスクールソーシャルワーカーの違いについては、26 頁をご参照ください。

【考察】

教員が相談できる相手については、小学校では9割が「いた」と回答し、中学校では8割弱にとどまっていた（図表 10・11）。これは担任の役割として、小学校ではほとんどの科目を担当すると同時に、児童の生活全般まで関わることも多く、対応も担任に委ねられるため常に相談する必要があるからと考えられます。したがって、小学校では同僚や管理職に相談している回答が多くありました。また、学外の関係機関との連携により、児童の不適切な生活に介入する必要性が高いと考えられます。

一方、中学校では、教科担任制を敷いていることで生徒とのつながりが小学校よりも薄くなり、生徒が自立した生活を営めることも影響していると考えられます。また、何か問題が生じた際には生徒指導担当教員とともに対応することが多いため、学内チームでの相談が中心になるのかもしれませんが。なお、SSWについては、本調査では中学校のみでの活用実績でした。これは小平市の場合、中学校への配置であることから、また小学校での活用は始まったばかりであったため、調査を行った段階では、ひろがっていないことがわかりました。教員が連携できる人や機関については、市の家庭支援拠点である子ども家庭支援センターとの連携が多く、続いて児童相談所でした。それ以外では、小学校では民生児童委員・主任児童委員との連携も多く見られました。総じて、保護的・受動的影響を重視することから小学校の方が外部機関との連携に積極的であり、自律的・能動的見解から、中学校では若干割合が低下する傾向があるように思えます。

(8)教員としてできるサポート、どんな支援が役立つか

全回答者への自由記述の設問では、495名中322名（小学校220名、中学校112名）の方からの回答がありました。

教員としてできるサポートとしては、児童の相談にのり、話を聞き受けとめる（63名）。家庭訪問等、家族とも連携しながらで本人の本当の様子を知る（情報収集・現状把握）（28名）でした。その上で、関係機関につなぐ、周囲への理解、学習（補習）支援等が具体的な方法として記されておりました。以下、その内容を4つに分けて明記します。

① つなぐ・連携する機関と人

関係機関につなぐ、関係機関等と連携するという記述回答は46名からですが、具体的な機関としては、子ども家庭支援センター（18名）、児童相談所（11名）、市町村の窓口（10名）、ファミリーサポートセンター（1名）があげられました。また、つながる・連携する人材としては、スクールカウンセラー（11名）、スクールソーシャルワーカー（18名）、民生・児童委員（20名）、地域の人（8名）、親戚（1名）でした。

② 周囲の理解、学校内での支援

学校全体の共通理解を図り組織として対応するという点においては、管理職に相談（9名）、教員間の情報共有（9名）、できる範囲で周りの子どもたちにも伝え協力を得る（2名）等の記述回答がありました。具体的な学校内での支援では、学校生活での負担軽減・部活軽減（6名）、学校が遠のかないように安心できる場にする（3名）、学習・補習支援（15名）、学資、経済的支援（3名）、合理的配慮（2名）でした。

③ 家庭内への支援

家庭内に関しては、生活支援を行う機関等の紹介（4名）、適切なサポートを紹介（16名）、自宅に生活環境をつくる（4名）、多くの関係機関が家庭に入る（1名）などでした。

④ その他

その他としては、「教員としてできることはない」、「福祉的な立場から学校にアドバイスしてくれる支援欲しい」、「子どもの教育を受ける権利を保障するために、その子の負担を減らすべく周囲に働きかける」、「教員のゆとりのなさから、感度が低くなっている」、「家族のケアまではできない」、「支援の方法があれば教えて欲しい」などの記述がありました。

これらを踏まえ、教員としてできるサポートとしては、児童・生徒の話を聴き、受けとめる。必要に応じて適切な機関・人材とつなぎ連携協力する。学内では、学習補習のサポート、心理面でのサポート、学校生活での負担軽減などが考えられます。また、家庭に対して役立つサポートとしては、家庭との連携を図りながら適切な生活支援機関を紹介する等の情報提供のサポートが多くみられ、実際に教員が情報提供を行っていることが推測されます。

しかし一方で、教員のゆとりのなさから児童・生徒の状況に気づけない。支援方法がわからないなどの記述もあり、教員の多忙さの中で教員としてどこまで踏み込み、他機関との協力を図って行けばよいのかなど、教員の戸惑いも垣間見ることができました。

4. インタビュー調査について

1) 対象：小学校・中学校教員、SSW 計 10 人です。選定方法は、昨年度のアンケート調査の結果を受け課題把握を行い、東圏域、中央圏域、西圏域を考慮し、3カ所の調査対象学校区を選定しました。その学校区の中で、ケアを担う子どもの状況に詳しい教員を調査対象者として、各学校長に選んで頂きました。SSW は教育委員会の指導課を通して依頼しました。実施期間は 2018 年 7 月～8 月でした。

2) 調査方法：大まかな質問項目による半構造化インタビュー調査、対象者 1 名につき調査者 2 名による自由面接法、所要時間平均 30 分程度でした。

3) 倫理的配慮としては白梅学園大学短期大学研究倫理審査委員会の承認を得て実施し、口頭と文書にて説明の上同意書を得て行いました。

4) 主な質問内容

- ・対象者の属性について（性別、年代、役職（職種）、経験年数）
- ・「ケアを担う子どもたち」の状況について
- ・教員、学校としてできることについて
- ・教員、学校だけでは困難な点について
- ・ケアを担う子どもに関する保・幼・小連携、小・中・高連携の実際について
- ・関係機関、組織等との連携について
- ・その他

5) インタビュー調査の結果・考察

(1) 対象者の属性

対象者の人数は、男性 6 人、女性 4 人、計 10 人。役職（職種）は、学校長、主任主幹教諭、主幹教諭、養護教諭、SSW です。年齢は、30 歳代から 60 歳代であり、経験年数は 5 年から 20 年以上でした。

(2) 「ケアを担う子どもたち」の状況について

アンケート調査の結果では、ひとり親家庭、親が精神疾患を患っている、きょうだいのケアをしている子どもたちのケースが多く見受けられました。それらを受けて、学校での児童・生徒の状況について尋ねました。

学校での児童・生徒の状況は、外面的には、学習面では遅れている。かつとすることがある。疲れやすい。頑張って高校に進学した生徒もいるが、不登校になり連絡がとれない場合もある。連絡なく休む。制服や体操着が洗濯されていない。給食をよく食べる、

食べに来ている。運動会などの行事に参加しない。年上のきょうだいが下の子の学童保育などにお迎えに行っている。夜間に乳児の世話をしていると話す子どもがいる等があげられました。

一方、教員からみえる児童・生徒の内面的な状況は、教員に見せる顔とスクールカウンセラー（SC）に見せる顔が異なる。家族や仲間を大事にする。困っている友だちをほっておけない。家族の話をするものの家庭での大変さをほとんどみせない。SOSをうまく出せないでいる等が語られました。

こうした児童・生徒に対して、教員が行っている児童・生徒への直接的な精神的サポートとしては、①きょうだいに障害のある児童の場合には、その子の気のすむまで自然な形で話をきくように心がける。②教員とSCが役割分担をしながら本人の話などをきく。③放課後などに勉強をみたり、児童・生徒との交換日記や連絡帳などでやり取りをする等が語られました。

また、家庭に対する対応やサポートとしては、①SSWや子ども家庭支援センター等に相談し、別の支援につなぐ。②母親に精神疾患がある場合には、電話や訪問で母親の愚痴をやんわりとききながら、子どもの様子を伝える等です。家族の悩みを聞くことが巡りめぐって子どもに還元していくと考え、対応している教員もおりました。

(3) 教員・学校としてできること、学校によるサポートの強みについて

教員・学校としてできること（精神的サポート）としては、気づいてあげる。SOSをしっかりと出せる関係づくり。週1回でも自分のこと、困っていることが話せる場づくり。SCは母性的、担任は父性的役割があるなどがあげられ、SCには自分が行っていることや大変さを語り、担任にはそうしたそぶりを見せない場合でも、双方のその子の存在を受け止めることを大切にしていました。

学校によるサポートの強みとしては、登校して、学校とつながっていれば、子どもたちの変化がみえる。放課後などの勉強面のサポートや学校生活のルールを教えられる。担任、管理職、養護教諭、SC（週1）、SSW（週2）等があり、教育・心理、福祉面で連携したサポートができる。福祉面でのサポートでは、経済的困窮家庭等が使える制度やサービスに繋ぐことができる等が話されました。

(4) 教員、学校だけでは困難な点について

教員、学校だけでは困難な点については、家庭や保護者との関係では、家庭の中に入り込むことや、生活の自立への支援は難しい。また、不登校で学校と繋がっておらず、保護者が拒否的である場合には入っていくことが難しい。児童への影響を考えるとオブラートに包んだような話し方しかできない、経済的なことには踏み込みにくい、などがあります。

学校というシステムとの関係では、長期休暇、学校が休みの時は、学校としてのサポ

ートや見守り等ができない。小学校は近い距離にあるため教員が立ち寄りやすいが、中学校はエリアが広域になるため、立ち寄ることが難しくなる。学童保育は（実態は）小学3年生までのため、4年生に以降が心配である。中学校を卒業した後のフォローが難しいなどがあげられました。

(5) ケアを担う子どもに関する保・幼・小連携、小・中・高連携

小平市では、特別支援教育推進施策の一環として、「こげら就学支援シート」を、その年の4月に小学校に入学するお子さんの保護者の方に配布しています。この「こげら就学支援シート」は、家庭や認定こども園・幼稚園・保育園等におけるお子さんの様子や保育の様子、指導内容・方法の工夫や配慮などを小学校に引き継ぎ、豊かで楽しい学校生活を送るために、保護者や各園等の様々な思いを学校へ橋渡ししていくための貴重な資料になります。小学校では入学時の引き継ぎの際に活用し、それを使って学級の編成などを行っているケースもありました。これは、保護者の要望で就学前の機関とともに書くものですので、別の自治体からの就学者の場合や提出がない場合には情報が入ってこないことがあります。また、保育園にきょうだいを迎えに行く子どももいる場合には、情報共有として市内の保育園に直接連絡することもあるそうです。

小中の連携では、小学校に6年生の担任と中学校の教員が書類と人を介しての引き継ぎを行っています。同じ学区の中学校に就学する子どもが多いため引き継ぎはしやすい面はあります。しかし、小学校と中学校との指導体制が異なるため、うまく機能しているかについては課題があるのではないかという指摘もありました。

高校は都内だけでも500校以上（通信制、定時制、サポート校などを含む）²あり、中学校と高校との連携は薄いのが現状です。サポート校の場合には、高校からの問い合わせや来校される場合もあるようです。

(6) 関係機関、組織等との連携について

外部の関係機関、組織との連携は、アンケート調査の結果と同様に連携しやすいのは子ども家庭支援センターであり、市内の活動を中心に行っておりフットワークがよいという印象を多くの方が持っていました。そのほかでは、生活支援課、社会福祉協議会（教育支援の貸付、権利擁護等）、警察、民生・児童委員、学校ボランティア、教育支援室「あゆみ教室」³などがあげられました。

連携しにくい機関としては、児童相談所や保健所があげられました。これらは都の機関であり管轄地域が広く、困難ケースを扱うことが多いなど、日常的に繋がれる状況にはない面があるようです。また、医療機関の場合は、個人情報もあるため把握しにくい

² 2020（令和元）年度の学校基本調査によれば、東京都内の高校本科の学校数は429（国立6、公立186、私立237）校である。

³ 学校に行きたいと思っていながらも、どうしても行けないなど、小平市立小・中学校に在籍する不登校で悩んでいる児童・生徒を、学校復帰に向けて支援する教室。

面があるようです。警察に関しては、連携しやすいという回答もあることから、取り扱える内容によって、連携しやすい面としにくい面があるのではないかと考えられます。

(7) 課題・その他

課題やその他の意見として、以下の点があげられました。

- ① 子ども家庭支援センターはフットワークもよくうまく連携できていると思われま
す。しかしうまくいっているのは職員がよいからです。職員個人に頼っているという点
は、システムとしてはできていないと考えられます。
- ② 民生委員の方の協力は大切ですが、地域が近すぎると感じる時があります。精神疾患
の方などは、近いことと距離があることの両方からの支援があるとよいのではないかと
考えます。
- ③ ファミリーサポートセンターの活用では、お金の問題がでてきます。また、家庭の中
に人が入ることが平気な人、そうでない人がいます。チケットみたいなもので誰もが
自由に使えるサービスがあれば、家族のケアを担っている子どもが母親に甘えられる
機会にもつながるのではないのでしょうか。
- ④ 担任の先生の力が大きい現状では、教員が頑張れば頑張るほど支援から離れてい
くジレンマを感じる面もあります。
- ⑤ 教員は無力ではないですが、どこまで踏み込んで良いのか。家庭のフォローがなけれ
ば、子どもたちの生活リズムを変えるのは難しい状況にあります。

アンケート調査においても、教員の方々は児童・生徒と接する中で、ケアラーである子どもたちの存在に気づき、安心できる場、自分のことが言える場などを作るために、多様な働きかけを行っている様相が伝わってきました。また、インタビュー調査を通して、家族関係を壊さないように保護者の方と接し関係を保っていかうとしている姿を、肌で感じる事が出来ました。

さらに、児童・生徒が教員や SC 等に見せる顔も多様であることがわかりました。例えば、SC には夜中に年下のきょうだいにミルクをあげていると話す児童・生徒であっても、学級ではそうした話をほとんどしない。その一方で、子ども家庭支援センターからは、この児童・生徒の母親は暴力的な感じがあるものの、下の子（乳児）のケアは割ときちんとやっているという情報があったりします。こうした場合、児童・生徒が大げさに言っているという見方もあるかもしれませんが、子ども自身にとっては大変なことかもしれませんし、子ども自身がしていることを誰かに認めてほしいと思う気持ちの現れかもしれません。さらに、過度なケアを担いながら「苦しいな」「不安だな」と感じる事があっても、そういう状況にあることが認識できていない子ども、本当は親に甘えたいけど言い出せないでいる子どもなど、子どものニーズも多様であることもわかりました。

Ⅲ. 埼玉県ケアラー支援条例について

近年の大きな動きとしては、2020（令和2）年3月31日に、埼玉県ケアラー支援条例が公布されたことです。その中には、ヤングケアラーという文言が盛り込まれています。

下記は、条例の中のヤングケアラーに関する事項の一部です。

（定義）

第二条二 ヤングケアラー ケアラーのうち、一八歳未満のものをいう。

（基本理念）

第三条三 ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。

（ヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う関係機関の役割）

第八条 ヤングケアラーと関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がヤングケアラーであると認められたときは、ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、ヤングケアラーの教育機会の確保の状況、健康状態、その置かれている生活環境を確認し、支援の必要性の確保に努めるものとする。

2 ヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う関係機関は、支援を必要とするヤングケアラーからの教育及び福祉に関する相談に応じるとともに、ヤングケアラーに対し、適切な支援機関への案内又は取次その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

出典：埼玉県ケアラー支援条例 [条例用 \(saitama.lg.jp\)](http://saitama.lg.jp) （2021.01.24 閲覧）

埼玉県では、2020年の7月～9月に県内193校の高校2年生55,772人を対象に、ヤングケアラーの実態調査を行いました⁴。その結果は同年11月25日に出され、回答した48,261人のうち、ケアの相手が幼いという理由のみでケアをしている608人を除く1,969人（県内の高校2年生の4%）が、現在または過去にヤングケアラーに該当すると発表しました。男女比は、男性が39%、女性が58.9%でした。

介護者の続柄は、「祖父母・曾祖父母」が36.9%と最も多く、次いで「母」が24%、「兄弟姉妹・義兄弟姉妹」が2.5%、「父」が11.1%でした。介護が必要になった原因は、祖父母・曾祖父母では、「高齢による衰弱」が最も多く、次が「認知症」でした。父母では「病気」が最も多く、父親では「依存症」が12.0%、母親では、「精神障害」が18.5%と2番目でした。ケアの内容は、家事のほか「感情面のケア」「入院・入所家族への面会」など多岐にわたり、頻度は、「毎日」が35.3%と最も高く、「週4～5回」が15.8%でした。

ケアをしている理由は、「親が仕事で忙しい」「親の病気」などの回答が目立ったが、一方

⁴ [埼玉県ケアラー支援計画のための実態調査・埼玉県 \(saitama.lg.jp\)](http://saitama.lg.jp) 参照

で、「ケアをしたいと自分で思った」という回答も見られました。学校生活への影響については、「影響なし」は41.9%であり、「孤独を感じる」が19.1%、「ストレスを感じている」が17.4%、「勉強時間が充分に取れない」が10.2%でした。

県としてはこの結果を踏まえ、ケアラー支援条例に基づくケアラー支援計画を策定するようです。調査結果の詳細や今後の動向については、埼玉県のHPをご参照ください。

IV. 地域支援に向けて

小平市の調査や埼玉県の調査の結果から改めて感じることは、**現代社会の課題ともいえる地域社会の希薄化と世帯規模の縮小の中で、家庭内でのケアの担い手にならざるを得ないヤングケアラーの存在が浮き彫りになってきた**ということです。

2016（平成28）年6月に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布・施行され、「児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利を有する」ことが、明確化されました。また、子どもの権利条約に定められている4つの大切な権利には、「**生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利**」があります。子どもが子ども時代を享受し、未来を育む社会をつくるのは、大人たちの責任です。

私たちは、こうしたヤングケアラー問題を含み、何らかの支援が必要な子どもたちの教育保障と、子どもたちが子どもらしく過ごせる生活保障の道筋をどのように構築していけばよいのでしょうか。

まとめとして、地域支援を行う上での考え方について、3点に絞り述べたいと思います。

1. 「子どもであり、ケアラーでもある」ヤングケアラーにどのように向きあうのか

ヤングケアラーの抱える問題の根本には、彼らが「子どもであり、ケアラーである」という二重性があります。したがってヤングケアラーは、「現在の社会でケアラー全般が置かれている状態と、家庭の中で子どもであることで得られるはずのケアが得られないという状態の接点」にいます。つまり、子どもが営むケアの多寡に依らず、通常子どもが得られるはずのケアが家庭内で得られない状態があり、その上で、子どもがケアを担うことによる負担や不安、その結果としての学校生活、社会生活への影響が複雑に関係し合い、積み重なっていくと考えられます。

アンケート調査の自由記述において、小学生の子どもが年下のきょうだいの世話をすることから十分な歯磨きができておらず、歯科検診でネグレクトを疑われた事例がありました。ヤングケアラーの問題は、他のきょうだいの成長にも影響を及ぼし、家族全体への支援が課題として浮き彫りになっています。

本研究のインタビュー調査においては、「朝必ず人工呼吸器をつけているきょうだいのところに行き、元気であることを確認してから登校してくる子ども」や、「こんな手伝いをしたなどを楽しそうに報告してくる子どもの姿」などが教員より語られました。子どもたちはケアを通して多くのことを学び、自分が家族の役に立っていると強く感じながら、家事など

の生活能力を身につけています。こうしたことは、子どもの発達・成長にとって重要なこと
です。しかしその一方では、役割や責任が子どもの年齢に不釣り合いで、また長期間に渡る
ようなことがあると、子どもたちの心身の発達や人間関係、学力などに大きな影響を及ぼす
こともあります。

こうした子どもたちに対して私たちは、どのように向き合い、対応して行けばよいのでしょうか。何らかの変化に気づいた周りの大人が、子どもの想いを聴き、寄り添いながら必要な支援につなげて行くことが、「過度なケア」状態からの改善につながります。身近な人をケアすること自体は育つ権利、参加する権利でもあります。大切なことは、「ケアしながらであっても、子どもらしく生きる権利を回復し、子ども自身の持つ能力を最大限に発揮できるようにしていくこと」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング2020.3)です。本来守られるべき子どもの権利が守られているかという視点から、ヤングケアラー問題を注視していく必要があると考えます。

2. ヤングケアラーへのアセスメント

ヤングケアラー支援の先駆国と言われるイギリスでは、ヤングケアラーは「子どもであり、ケアラーでもある」(Aldridge and Becker1993)という二重性に対して、ケアをしない権利とケアを主体的に担う権利の両側面から子どもの育ちを見ていくことが大切になると考えられています。近年では、2014年に「Children and Families Acts2014」が成立し、ヤングケアラーへのアセスメント権の推進が自治体の責務になりました。つまりは、ヤングケアラーは支援を要する児童であるとともに、親が子どもを必要とし子どもが親を必要としている面があることを考慮して、親だけを見るのでも子どもだけを見るのでもなく「家族全体を考えたアプローチ (whole family approach)」という姿勢が目指されています(渋谷2017:9)。

とりわけヤングケアラーは、問題が複合的に重なっていることが多く、個別性も高い状況にあります。また、過度なケアを担いながら「苦しいな」「不安だな」と感じることがあっても、そういう状況にあることが認識できていない子ども、本当は親に甘えたいけど言い出せないでいる子どもなど、子どものニーズも多様です。さらに、支援を必要とする家族成員それぞれと子どもが感じる状況認識や主観的なニーズが異なることも、大いに予想されます。したがって、適切な支援のためには、状況を客観的に把握し評価していくためのアセスメントが不可欠になります。

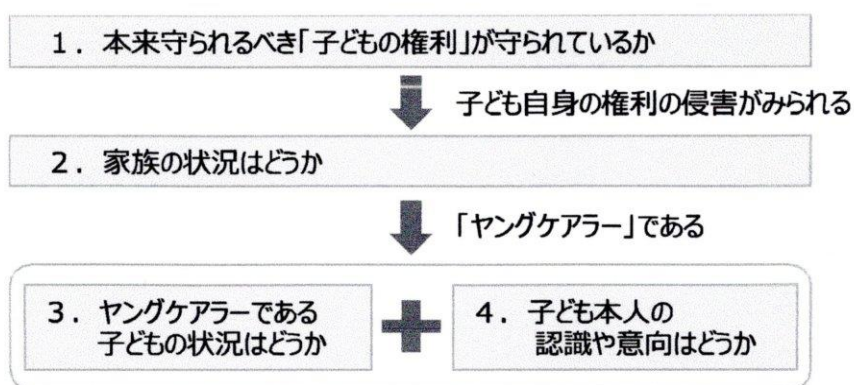
1) ガイドラインにおけるアセスメントの流れ

『ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン(案)』では、アセスメントの流れを以下のように示しています(次頁図表14参照)。

1. 守られるべき子どもの権利として、「健康に生きる権利」「教育を受ける権利」「子どもらしく過ごせる権利」が侵害されている可能性はないか確認します。

2. 子ども自身の権利の侵害が見られる場合には、「家族構成」「サポートが必要な家族の有無とその状況」「子どもが行っている家族等へのサポート内容」を確認し、ヤングケアラーかどうかを判断します。
3. ヤングケアラーである子どもの状況を、「子どもがサポートしている相手」と「子ども自身がサポートに費やしている時間」から確認します。
4. 子ども自身がどう感じているか、どうしたいと思っているか、子どもにとってどのような状況が望ましいかについて、一緒に考え、子ども自身の理解・納得を得ながら支援につなげていくことが重要です。

図表 14 アセスメントの流れ

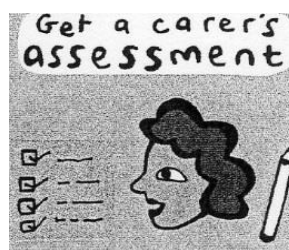


出典：『ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン（案）』9頁

2) アセスメントシートの活用

①子ども自身のセルフアセスメント

ヤングケアラーに関する実態調査（宮川・濱島 2017、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 2020.3）の結果にもあるように、自分自身がヤングケアラーであると認識している子どもは少ない状況です。イギリスではヤングケアラーに対して「絵をみながら現在の自分の状態や思いを伝えるシート」（森山 2013）を活用しています。要対協や学校などで発見していくことと同時に、子ども自身が気づけるような仕組みや機会をつくっていくことも重要です。



②学校でのアセスメント

学校では、既に認識されている教職員による小さな気づきや情報を共有化し、分析・判断に生かすための仕組みづくりが課題となります。「忘れ物」「遅刻」「宿題をしてこない」などはわかりやすいサインでもあります。インタビュー調査でも明らかになったように、子どもたちはSCに見せる顔と担任に見せる顔が異なります。また、家族には気丈な姿を見せることもあります。さらに、子ども家庭支援センター等の専門機関の職員がとらえる家族成員の認識と教職員の認識も違う場合もあります。したがって、それぞれの専門職が得た情報からの認識のずれや、当事者（家族成員と子ども）間の認識のずれ（どのように見えて、どのように担おうとしているのか）等を同時並行的にすり合わせ、システムとして整理していく作業が必要になると考えます。要対協が行うヤングケアラーに関する情報収集も学校の教員等と一緒にアセスメントが行える体制・連携が期待されます。

③福祉サービス、医療機関等におけるアセスメント

現在制度上行われているケアマネジメントの手法・プロセスを活用することも有用です。

例えば、家族成員が介護保険法や障害者総合支援法に基づくサービスを利用しているのであれば、子どもがケアに参加しているのか、子どもにどのような影響を及ぼしているのかをアセスメントすることは可能です。介護保険制度における介護支援専門員の主要な業務は、保険制度を利用する人（介護を必要とする家族）へのサービス調整ですが、そこにSSW等の関与も含めて家族や子どものニーズ把握を行うことができれば、関係機関や保健・医療・福祉等のサービスとの調整とともに、ヤングケアラーの概念がより浸透しやすくなり支援につながる可能性が高まると考えられます。

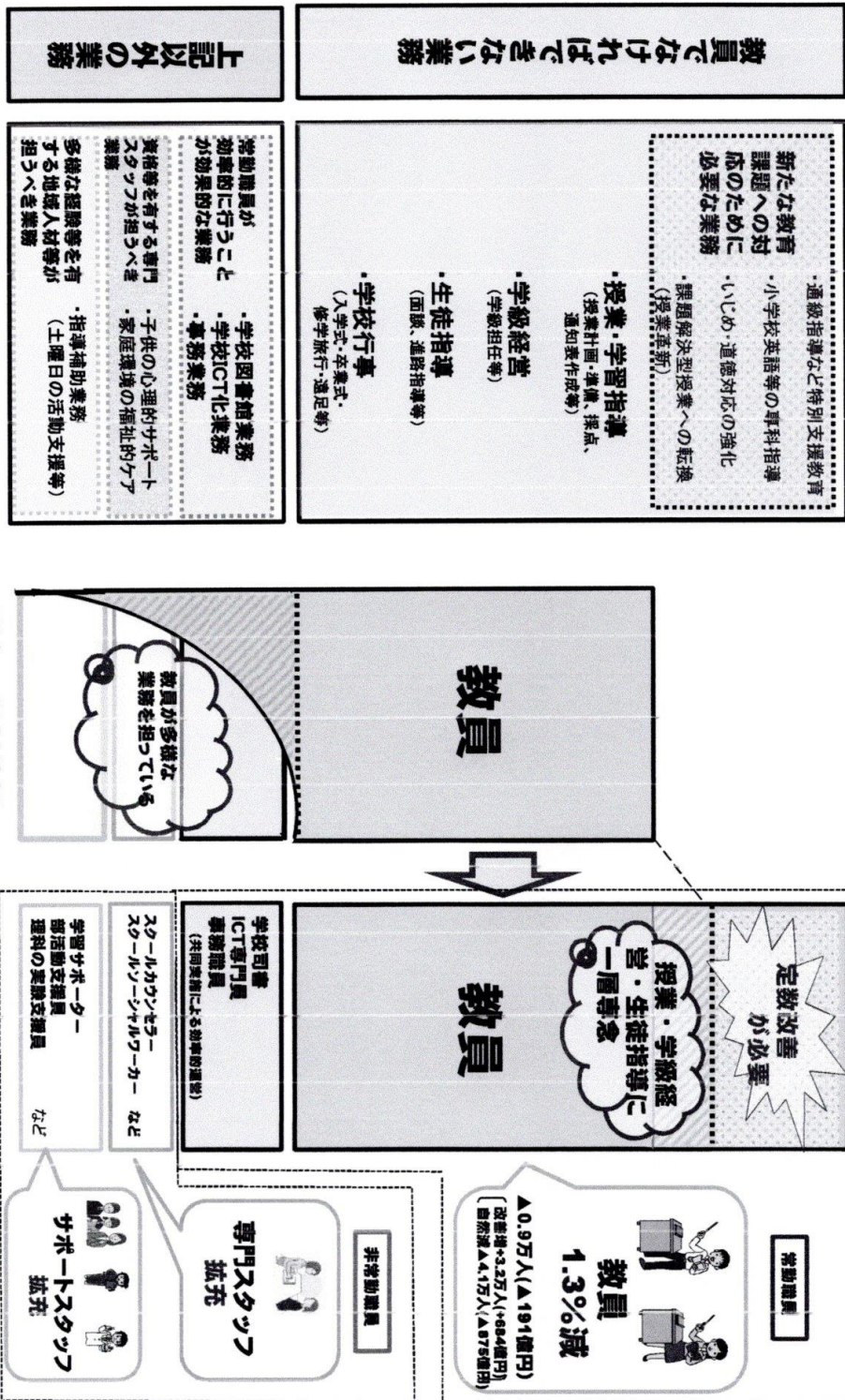
3. 地域の多様な資源との連携を

小平市の特徴の一つは、文部科学省による「SSW活用事業」が開始された2008年度より、「配置型」のSSW（週2日、1日6時間、年間100日程度）を導入していることです⁵。そのことによって、経済的に困窮している家庭への生活支援や早期介入、介護保険を利用している保護者等の介護支援専門員（ケアマネジャー）などに子どもの状況を伝える機会が得られ、介護サービスの調整が図れたケースもありました。インタビュー調査では、500校もある高校との連携は難しいとの指摘がありましたが、中学生までの段階で介護支援専門員や障がい分野の相談支援専門員、さらには、地域におけるさまざまな人や機関とつながることが可能であれば、子どもたちの生きづらさの軽減につながるのではないのでしょうか。

2014年に文部科学省より「チーム学校」の考え方が出され、学校の教職員の役割分担として、SCやSSWなどの専門スタッフだけではなく、学習サポーター、学校支援コーディネーター、学校ボランティアなどの地域のサポートスタッフの拡充などが示されてい

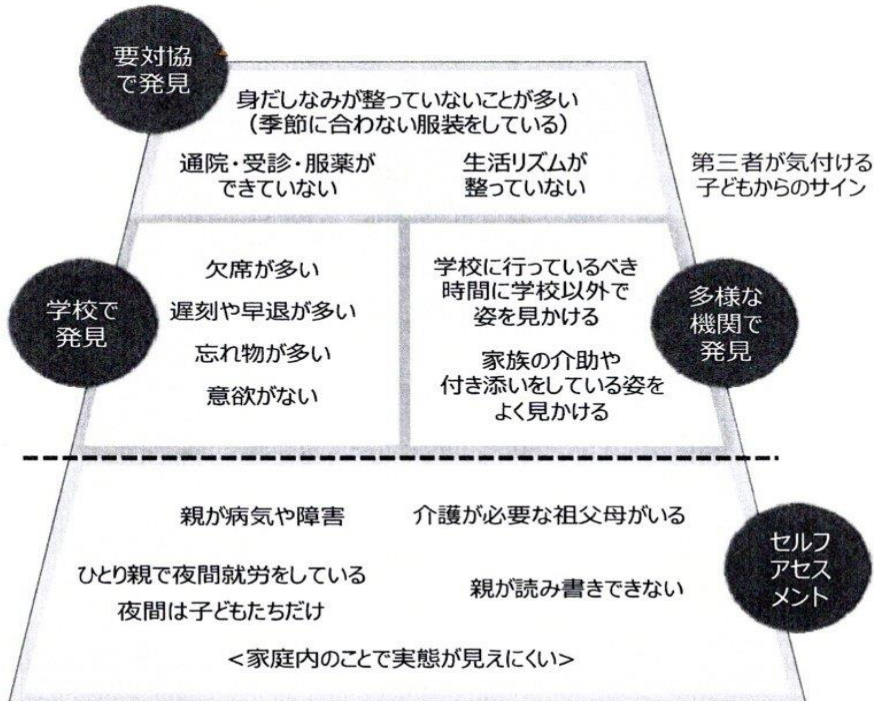
⁵ SSWを活用には、学校からの要請に応じて教育委員会や教育センターからSSWを派遣する『要請派遣型』と、小平市のように学校へ直接配置する『配置型』があります。

「チーム学校」の実現による学校の教職員等の役割分担の転換について（イメージ）



ます。また、ヤングケアラーの早期発見のガイドラインには、「多様な視点からヤングケアラーを把握する」ための図表が示されています。

図表 15 多様な視点からヤングケアラーを把握する



出典：『ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン（案）』7頁

ヤングケアラーを把握するということは、学校や「子ども」を中心とした機関だけではなく、保護者やきょうだい（家族）が関係する介護や医療、保健・福祉等の関係機関との連携が必要です。つまりは、子ども、ケアを必要とする家族のそれぞれに適切な支援が入ることが重要になります。ヤングケアラーの現生活が子どもの将来に与える影響を鑑み、早期発見・支援につながることを望まれます。

結びにかえて

近年の日本では家族規模の縮小の中で、子どもたちの親世代がその親世代の介護に追われ、子育てと介護の両方を担うダブルケアの問題（(株) NTT データ経営研究所 2016. 3）が顕著になっています。その狭間で子どもたちが家事やきょうだいの世話などを担っている場合があります。また、ひとり親家庭で親が働きに出ているため、祖父母の介護を担っているヤングケアラーも顕在化してきています（濱島・宮川 2018）。介護者への支援のあり方としては、介護を必要とする人への支援と介護者（ケアラー）への支援は、別の人格として別々に考えられることが望ましいですが、現状の日本の制度のあり方は、家族成員を介護の担い

手として介護システムの中に組み込む傾向にあります⁶。しかし、「家族全体を考えたアプローチ」の観点から考えると、介護を必要とする人の支援がきちんと行われ、その上で家族成員がどのような関わり方を望むのかが重要視されます。もとより、育児と介護のダブルケアを担う親世代の負担が軽減されれば、付随して何らかのケアを担わざる得ない状況にある子どもたちの負担も軽減されます。社会状況の変化とともに子どもたちが置かれている状況も変化しており、ヤングケアラーの発見とその支援は、子どもたちの未来を見据えて社会全体で検討しなければならない重要な課題であると考えます。

最後に、こうした機会を与えてくださった西東京市教育委員会、西東京市子ども家庭支援センター、関係者の皆さまに、この場をお借りして御礼申し上げます。

【補足】

下記は、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの役割等の概略です。

名 称	スクールカウンセラー (SC)	スクールソーシャルワーカー (SSW)
人 材	児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を有する者
主な資格	臨床心理士、精神科医等	社会福祉士、精神保健福祉士等
手 法	カウンセリング (子どもの心のケア)	ソーシャルワーク (子どもが置かれた環境(過程、友人関係等) への働きかけ)
配 置	学校、教育委員会 等	教育委員会、学校 等
主な職務内容	①個々の児童生徒へのカウンセリング ②児童生徒への対応に関し、保護者・教職員への助言 ③事件・事故等の緊急対応における児童生徒等の心のケア ④教職員等に対する児童生徒へのカウンセリングマインドに関する研修活動 ⑤教員との協力の下、子どもの心理的問題への予防的対応 (ストレスチェック等)	①家庭環境や地域ボランティア団体への働きかけ ②個別ケースにおける福祉等の関係機関との連携・調整 ③要保護児童対策地域協議会や市町村の福祉相談体制との協働 ④教職員等への福祉制度の仕組みや活用等に関する研修活動

出典：文部科学省初等中等教育局児童生徒課『学校における教育相談に関する資料』23 番目のスライドをもとに作成

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/120/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2016/02/

⁶ 2017年1月からの改正育児・介護休業法では、「配偶者、父母、子、配偶者の父母に加え、同居・扶養していない祖父母、兄弟姉妹及び孫も追加」されました。

「育児・介護休業法」平成28年改正法の概要 (厚生労働省) [khttps://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000132033.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000132033.pdf) (2019.12.20 閲覧)

2015（平成 27）度より、文部科学省初等中等教育局では、児童生徒の悩みや不安を受け止める相談体制の充実を図る観点から、スクールカウンセラー（SC）とスクールソーシャルワーカー（SSW）の役割の明確化を図っています。詳細は、下記をご参照ください。

- ・教育相談等に関する調査研究協力者会議（平成 29 年 1 月）『児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～』（報告）

https://www.pref.shimane.lg.jp/izumo_kyoiku/index.data/jidouseitonokyousoudannjyuu-jitu.pdf

【引用・参考文献】

- ・Aldridge, Jo and Saul Becker (1993) 「Children Who Care: Inside the World of Young Carers, Loughborough」 Loughborough University, Department of Social Sciences.
- ・(株) NTT データ経営研究所 (2016. 3) 『平成 27 年度育児と介護のダブルケアの実態に関する調査報告書』内閣府委託調査
- ・濱島淑恵, 宮川雅充 (2018, 2) 「高校におけるヤングケアラーの割合とケアの状況 - 大阪府下の公立高校の生徒を対象として質問紙調査の結果より」『厚生指標』65 (2) 22-29
- ・福島道子他 (2004) 「『家族生活力量』の視点に基づく児童虐待が発生している家族に関する事例的研究」『日本地域看護学会誌』6 (2) 38-46
- ・一般社団法人日本ケアラー連盟 (2015. 2) 『ケアを担う子ども（ヤングケアラー）についての南魚沼市調査報告書』
- ・一般社団法人日本ケアラー連盟 (2017. 3) 『ケアを担う子ども（ヤングケアラー）についての藤沢市調査報告書』
- ・井上寿美・笹倉千佳弘 (2018. 2) 「精神疾患を有する母親の子育て支援をめぐる支援者の姿勢：精神科医による患者支援姿勢の検討をとおして」『大阪大谷大学紀要=Bulletin of Osaka Ohtani University』(52) 43-56
- ・岩田正美, 武川正吾, 永岡正己, 平岡公一編 (2003. 7) 『社会福祉の原理と思想く社会福祉基礎シリーズ①』有斐閣
- ・北山沙和子 (2011) 「家庭内役割を担う子どもたちの現状と課題ーヤングケアラー実態調査から」『兵庫教育大学大学院学校教育研究』修士論文
- ・北山沙和子, 石黒健二 (2015) 「ヤングケアラーについての実態調査 - 過剰な家庭内役割を担う中学生」『学校教育学研究』27 25-29
- ・糊澤令子 (2010. 10) 「母子の育ちなおしのプロセスー精神疾患をもつ親の子育て支援」『心理臨床研究』28(4) 日本心理臨床学会 401-411
- ・三菱UFJ & コンサルティング (2019. 9) 『ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書』(平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000592954.pdf>

- ・三菱UFJ & コンサルティング (2020. 3) 『ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン (案)』 ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン (案) (murc.jp)
- ・三富紀敬 (2000) 『イギリスの在宅介護者』 ミネルヴァ書房
- ・森田久美子 (2016) 「精神障害のある親をケアする子どもと精神保健福祉士の役割」『精神保健福祉』 47 (2) 日本精神保健福祉士協会誌 100-103
- ・森山千賀子 (2013. 3) 「ケアラーのためのアセスメント」『多様な介護者を地域で支援するツールの検証および人材養成プログラムの開発等モデル実践に関する調査研究事業報告書』 12-20 一般社団法人日本ケアラー連盟
- ・中山亮 (2009) 「精神障がいのある親とその子どもの支援」『北海学園大学学園論集』 139 97-105
- ・日本ユニセフ協会 「子どもの権利条約」
https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html (2020. 3. 15 閲覧)
- ・柴崎智恵子 (2005) 「家族ケアを担う児童の生活に関する基礎的研究-イギリスの "Young carers" 調査報告書を中心に」『人間福祉研究』 (8) 125-143
- ・澁谷智子 (2017) 「ヤングケアラーを支える法律-イギリスにおける展開と日本での応用可能性」『成蹊大学文学部紀要』 第 52 号 1-21
- ・杉野健二 (1999. 11) 「精神疾患の親のもとで育った被虐待者の治療」『子どもネグレクト』 1 (1) 日本子どもの虐待防止研究会 41-47
- ・谷村雅子・松井一郎 (1995) 「小児虐待のリスク因子, 子ども側の要因」『小児内科』 27 : 1595-1598
- ・吉川かおり (2008) 『発達障害のあるこどものきょうだいたち 大人へのステップと支援』 生活書院

<付記>

『ケアを担う子ども(ヤングケアラー)についての小平市調査-公立小中学校の教員等を対象にした調査研究-』報告書は、白梅学園大学・白梅学園短期大学教育・福祉研究センターによる2年間(2017~2018年度)にわたる研究助成によるものです。研究メンバー(ともに本学教員)は、小学校の教員経験者(山田裕・増田修二)、特別支援教育を中心とした臨床発達心理士・小平市特別支援教育専門員(市川奈緒子)、スクールソーシャルワーカーの養成指導者・スーパーバイザー(牧野哲晶)、ケアラー支援の研究・実践者(午頭潤子・森山千賀子)です。

研究チームによる中間報告会の記事は、日本教育新聞(2018(平成30)年11月12日付)に掲載されています([日本教育新聞 | 日本教育新聞社 \(kyoiku-press.co.jp\)](http://www.kyoiku-press.co.jp))。